

千葉県いすみ環境と文化のさとセンター指定管理者応募に係る質問書

【回答】

令和3年9月8日

質問項目
募集要項 2 指定管理者の業務範囲
質問内容
<p>募集要項2の留意事項にて「自動販売機の設置等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は県が行いますので、指定管理業務には含まれない。」とされています。</p> <p>①自動販売機の電気使用料に該当する電気代は、指定管理者が設置業者から徴収することになりますか。また、その場合、その収入は指定管理業務の収入に区分してよろしいか伺います。</p> <p>②指定管理者が自動販売機の設置業者から売り上げに応じて手数料を徴収することは可能か伺います。可能な場合、その収入は指定管理業務に区分してよろしいか伺います。</p>
回答
<p>①指定管理者が自動販売機設置業者から徴収します。 指定管理業務のその他収入に区分ください。</p> <p>②本施設に設置している自動販売機は県から業者に対して、行政財産の目的外使用許可をしているところであり、指定管理者が手数料を徴収することはできません。</p>

質問項目
募集要項 2 指定管理者の業務範囲
質問内容
<p>当該施設には、生態園とされた部分に現在、水田や畑地として耕作等がされています。</p> <p>①田畑の耕作は業務の範囲に含まれ、必須か伺います。(水田や畑地状の生態園を耕作せず(全面もしくは一部)、動植物の観察場所として管理するも可能でしょうか。)</p> <p>②水田や畑地を耕作して動植物の観察場所として利用しつつ、耕作により得られた農産物を販売することは、自主事業として可能か伺います。</p>
回答
<p>①観察会や施設内解説業務の他、農作業体験等も環境学習の一環として指定管理業務に含むことから田畑の耕作は業務の範囲内となります。</p> <p>ただし、一部であれば動植物の観察場所として利用可能です。</p> <p>②事業計画書に記載するなど、事前に県と協議を行っていただければ可能です。</p>

質問項目
<p>募集要項 3 業務の基準 (2) 仕様第1号の2の2「収支計画書」</p>
質問内容
<p>募集要項では「自らの企画提案により、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる」とされています。ただし、仕様第1号の2の2「収支計画書」の注意事項「使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する場合であっても、募集要項の「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務については、指定管理業務に区分すること。」とされています。</p> <p>ここで、以下の①から③の内容は指定管理業務と解してよろしいか伺います。</p> <p>① 学校等団体の依頼に基づき館内展示物解説や自然観察（敷地内及びその周辺）等の講師、解説者を職員が務める学習指導において、人件費、材料費等、一切の費用を利用者等から徴しないもの。</p> <p>② 学校等団体の依頼に基づき講師を務める学習指導において、一部のプログラムの実施に係る材料費（例えば、竹トンボの材料費等）を得て行う学習指導。</p> <p>③ 学校等団体の依頼に基づき講師を務める学習指導において、一部のプログラムの学習指導を外部講師に依頼し、その講師謝礼を依頼団体から徴する（領収書は、外部講師が発行する）学習指導。</p>
回答
<p>①、②、③すべて指定管理業務に該当します。</p> <p>なお、指定管理者が事業を実施するに当たり、収入を得る場合は、その内容をあらかじめ事業計画書に明記し、県と協議を行う必要があります。（収支報告では、指定管理業務内のその他収入にあたります。）</p>